

平成20年3月31日

林野庁直轄事業における発注状況に関し公表すべき事項について

今般、林野庁において、発注業務に係る入札改革の取組の一環として、林野庁直轄事業における発注状況に関し公表すべき事項を取りまとめたので、以下のとおり公表する。

1. 発注業務の点検等の結果について

林野庁地方支分局を対象として、平成19年11月から12月にかけて巡回点検を実施するとともに、平成20年1月から2月にかけて抜き打ち監査を実施した。結果は別添1及び別添2のとおり。

2. 再就職者の在籍する法人の受注状況について

平成18年4月1日時点における林野庁退職者等国家公務員の退職者を受け入れている法人を対象として、過去5年間（平成14年度～18年度）の受注状況を調査した。結果は別添3のとおり。

（注：林野庁直轄事業とは、治山、林道、生産、造林の各事業及びこれらの事業に係る調査設計等業務のことをいう）

（連絡先）

林政課契約適正化監査室

嶋崎、星

03 - 6744 - 2493(直通)

平成 20 年 3 月 31 日

平成 19 年度 巡回点検の結果について

1 趣旨

発注者綱紀保持対策に係る巡回点検については、林野庁における発注事務に係る関係法令の遵守の徹底を図ることにより、発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とし、林野庁直轄事業契約監視等委員会により、発注者綱紀保持対策の定着状況等について、林野庁本庁、森林技術総合研修所、森林管理局（全 7 局）を対象に実施。

2 . 点検時期 平成 19 年 11 月 19 日 ~ 12 月 11 日

3 . 点検事項 別紙 1 のとおり

4 . 点検結果 別紙 2 のとおり

5 . 巡回点検時における指導内容

(1) 綱紀保持委員会に関する事項

外部委員の都合により、未開催となっていたため、早急に開催するよう指導（中部局）。

(2) 発注者綱紀保持マニュアルに関する事項

上記委員会が未開催であったため、事業者との複数対応、事業者への周知の取組が遅れていたことから、委員会の早期開催、綱紀保持対策への早期取組を指導（中部局）。

発注者綱紀保持対策についての周知を入札公告に掲載することについては、大半の局等で取組が遅れていたため、早期に実施するよう指導（北海道、関東、中部、近畿中国、四国、研修所）。

(3) 発注事務に関する事項

発注者綱紀保持マニュアルの「発注事務の各段階等における留意点」に基づくチェックが大半の局で未実施であったことから、早急に実施するよう指導（北海道、関東、中部、近畿中国、四国、九州）。

(4) 研修、講習等に関する事項

特段の問題は見られなかった。

(5) 森林管理局で実施する巡回点検等の事項

巡回点検、抜き打ち監査ともに未計画であったことから、早急に実施するよう指導（全局）。

(6) その他の事項

特段の問題は見られなかった。

巡回点検事項

1 綱紀保持委員会に関する事項

- (1) 森林管理局綱紀保持委員会は開催されているか。
- (2) 森林管理局直轄事業契約監視等委員会（監視等委員会）は開催されているか。

2 発注者綱紀保持マニュアルに関する事項

- (1) 予定価格調書、その他秘密に関する書類の保管はどうしているか。
- (2) 事業者との対応は複数で行われているか。
- (3) 入室規制は行われているか。また、入室規制の周知書はよく見える箇所に掲示されているか。
- (4) 受付カウンター等応接場所の確保はされているか。なお、確保できない場合はどのように対応するかを定めているか。
- (5) 発注者綱紀保持対策についての事業者への周知は行われているか。
(ホームページへの掲載等)
- (6) 発注者綱紀保持対策についての周知を入札公告に掲載等しているか

3 発注事務に関する事項

- (1) 発注見通しの公表は行われているか。
(窓口閲覧、ホームページへの掲載等)
- (2) 発注者綱紀保持マニュアルに基づいたチェックは行われているか。
- (3) 予定価格等の決裁者は必要最小限か。

4 研修、講習等に関する事項

- (1) 発注者綱紀保持マニュアルを周知するための職員への研修、講習等は実施されているか。
- (2) 森林管理局等で開催される各種会議の機会を捉えて、職員への発注者綱紀保持対策に関する周知、注意喚起等が行われているか。

5 森林管理局で実施する巡回点検等の事項

- (1) 森林管理署等への巡回点検は、どのように実施する計画か。
- (2) 森林管理署等への抜き打ち監査は、どのように実施する計画か。

6 その他の事項

- (1) 事業者の加入する団体等に対して、発注者綱紀保持対策の実施についての周知、注意喚起等の要請等が行われているか。
- (2) 森林管理局等で開催される事業者が参加する各種会議等の機会を捉えて、事業者への発注者綱紀保持対策に関する周知、注意喚起等の要請は行われているか。
- (3) 入札監視委員会での有識者委員の意見、審議結果の反映状況はどうか。

発注者綱紀保持等に係る巡回点検の結果

(平成19年12月13日時点)

調査項目	北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	研修所	本庁
1 綱紀保持委員会				×					
2 発注者綱紀保持マニュアル			×	×	×	×			
3 発注事務	×		×	×	×	×	×		
4 研修、講習等									
5 森林管理局で実施する巡回点検等	×	×	×	×	×	×	×		
6 その他								-	

(注) 適切に処理されているものは「 」、不完全であるが、特段の指導は不要であり、助言を行ったものは「 」、未実施・不適切につき指導を行ったものは「×」、該当なしは「-」とした。

平成19年度末における巡回点検のフォローアップ結果

(平成20年3月31日時点)

調査項目	北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	研修所	本庁
1 綱紀保持委員会									
2 発注者綱紀保持マニュアル									
3 発注事務									
4 研修、講習等									
5 森林管理局で実施する巡回点検等									
6 その他								-	

(注) 適切に処理されているものは「 」、改善又は措置中のものは「 」、未実施・不適切なもの「×」、該当なしは「-」とした。

平成 20 年 3 月 31 日

平成 19 年度 抜き打ち監査の結果について

1. 趣旨

発注者綱紀保持対策に係る抜き打ち監査については、林野庁における発注事務に係る関係法令の遵守の徹底を図ることにより、発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とし、林野庁直轄事業契約監視等委員会により、発注事務の処理状況、入札の執行状況などについて森林管理局（全 7 局）を対象に実施。

2. 監査時期 平成 20 年 1 月 29 日～ 2 月 15 日

3. 監査事項 別紙 1 のとおり

4. 監査結果 別紙 2 のとおり

5. 監査時における指導内容

(1) 発注事務処理の状況

公共工事の発注見通しの公表状況

- ・ 宿舍建設工事分（年度途中に追加）について、閲覧がなされていないことから、今後適切に処理するよう指導（中部）。

予定価格調書等の作成、保管

- ・ 積算の使用しているパソコンのセキュリティについて、一部の局において、パスワード等が設定されていないことから、早急に措置するよう指導（北海道、関東）。

- ・ 発注者綱紀保持マニュアルの「発注事務の各段階等における留意点」に基づくチェックが一部の局において、未実施であったことから、早急に実施するよう指導（関東、近畿中国、四国）。

(2) 入札の執行状況

立会者の選任

入札関係者以外の者を選任することとされているが、不適切であったため、改善するよう指導（四国）。

入札関係者の打合せの励行について、一部の局において実施されていないことから、今後改善するよう指導（東北、関東、中部、四国）。

抜き打ち監査事項

発注事務処理の状況の確認

1 公共工事発注見通しの公表状況の確認

(1) 公表の対象、内容は適切か

(2) 公表の時期及び見直し

毎会計年度の予算成立後（補正予算成立後、予備費配分後）速やかに公表されているか

毎年度 10 月 1 日を目途に公表事項の見直しが適切に行われているか

(3) 公表の場所は適切か

(4) 公表の期間は、当該年度の 3 月 31 日まで行われているか

2 入札公告

(1) 入札公告の内容

入札公告の内容は適切か

競争に参加する者に必要な資格に関する事項で、特定の事業者が有利又は不利となる条件を採っていないか

綱紀保持対策の実施について周知する「お知らせ」を掲載しているか
（内容は適切か）

(2) 入札公告の方法

HP 掲載、掲示等が適切に行われているか

特定の事業者へのみ案内等がなされていないか（周知の方法は公平か）

(3) 入札公告の時期及び期間は適切か

3 予定価格調書等の作成、保管等

(1) 積算部署への部外者の立ち入り規制等

積算部署への部外者の立ち入り規制に係る周知は適切か

事業者の対応は適切か

(2) 積算資料等の取り扱い

予定価格の積算に使用した資料を机上に放置していないか

積算に使用し、反故となった用紙、不要となったメモ用紙等の処理は適切か

積算に使用している PC のセキュリティは適切か（パスワードの設定等）

(3) 予定価格の決定

予定価格調書の決裁者は、必要最小限となっているか

予決令第 84 条に該当する入札においては、予定価格調書に「（調査基準価格）」及び「（調査基準価格の 100/105 〇〇）」が記載されているか

(4) 予定価格調書等の保管

予定価格調書、その他秘密に関する書類の保管は適切か

(5) 発注者綱紀保持マニュアル「発注事務の各段階等における留意点」によるチェックは行われているか

入札執行状況の確認

1 入札参加者の確認等

入札参加者の確認等事業者との対応は複数の職員で実施しているか

入札参加者の本人確認、代理者の場合の委任状の確認を適切に行っているか

2 予定価格調書の管理

その内容が認知できない方法により、開札場所に置いているか

3 立会者の選任

立会者は入札事務に関係しない者か

4 開札事務

開札事務は、ケルミスを防止するとともに、不正な疑惑が無いかを適切に処理するために、複数の者によって確認行為等が行われているか

5 落札者の決定

有効入札者のうち、国に最も有利な価格をもって入札した者を落札者として
いるか

落札となるべき価格のものが2名以上の場合は、くじ引きで落札者を決めて
いるか

低入札価格調査制度に該当する入札に当たっては、適切に処理しているか

低入札価格調査制度の試行を実施する入札の場合は、調査対象入札に該当し
た場合の調査書類の提出等を入札説明書に明らかにしているか

入札条件に違反した入札を無効とする場合に、その旨及び無効とした理由を
開陳しているか

6 入札関係者の打合せの励行

入札執行前に入札担当者による入念な打合せを行っているか

発注者綱紀保持等に係る抜き打ち監査の結果

(平成20年2月18日時点)

調 査 項 目	北海道	東 北	関 東	中 部	近畿中国	四 国	九 州
発注事務処理の状況の確認							
1 公共工事発注見通しの公表状況の確認		-		×			
2 入札公告(各局HPから)							
3 予定価格調書等の作成、保管等	×		×		×	×	
入札執行状況の確認							
1 入札参加者の確認等	-			-	-		
2 予定価格調書の管理	-				-		
3 立会者の選任	-	-	-		-	×	
4 開札事務	-				-		
5 落札者の決定	-				-		
6 入札関係者の打合せの励行	-	×	×	×	-	×	

(注) 適切に処理されているものは「-」、不完全であるが、特段の指導は不要であり、助言を行ったものは「×」、未実施、不適切につき指導を行ったものは「×」、該当なしは「-」とした。

平成19年度末における抜き打ち監査のフォローアップ結果

(平成20年3月31日時点)

調 査 項 目	北海道	東 北	関 東	中 部	近畿中国	四 国	九 州
発注事務処理の状況の確認							
1 公共工事発注見通しの公表状況の確認		-					
2 入札公告(各局HPから)							
3 予定価格調書等の作成、保管							
入札執行状況の確認							
1 入札参加者の確認等	-			-	-		
2 予定価格調書の管理	-				-		
3 立会者の選任	-	-	-		-		
4 開札事務	-				-		
5 落札者の決定	-				-		
6 入札関係者の打合せの励行	-				-		

(注) 適切に処理されているものは「-」、改善又は措置中のものは「×」、未実施・不適切なものは「×」、該当なしは「-」とした。

再就職者の在籍する法人の受注状況について

1 受注法人調査の結果

(1) 林野庁発注の林道事業に係る調査設計等業務の受注法人への再就職状況

当該業務に関する受注法人への再就職状況については、過去5年間において受注した27法人のうち、平成18年4月1日現在、林野庁退職者等国家公務員退職者を受け入れているのは10法人で245名が採用されている(表-1参照)。

表 - 1 本件業務に関する法人の再就職者受入状況
(単位:人)

法 人	再就職者数
A 1	1 1 8
A 2	3 9
A 3	3 7
A 4	2 0
A 5	1 3
A 6	1 0
A 7	3
A 8	2
A 9	2
A 1 0	1
計	2 4 5

(2) その他の事業や業務の受注法人への再就職状況

その他の受注法人への再就職状況については、過去5年間において受注した1,281法人のうち、平成18年4月1日現在、林野庁退職者等国家公務員退職者を受け入れているのは135法人で513名が採用されている(表-2参照)。

表 - 2 その他の受注法人の再就職者受入状況

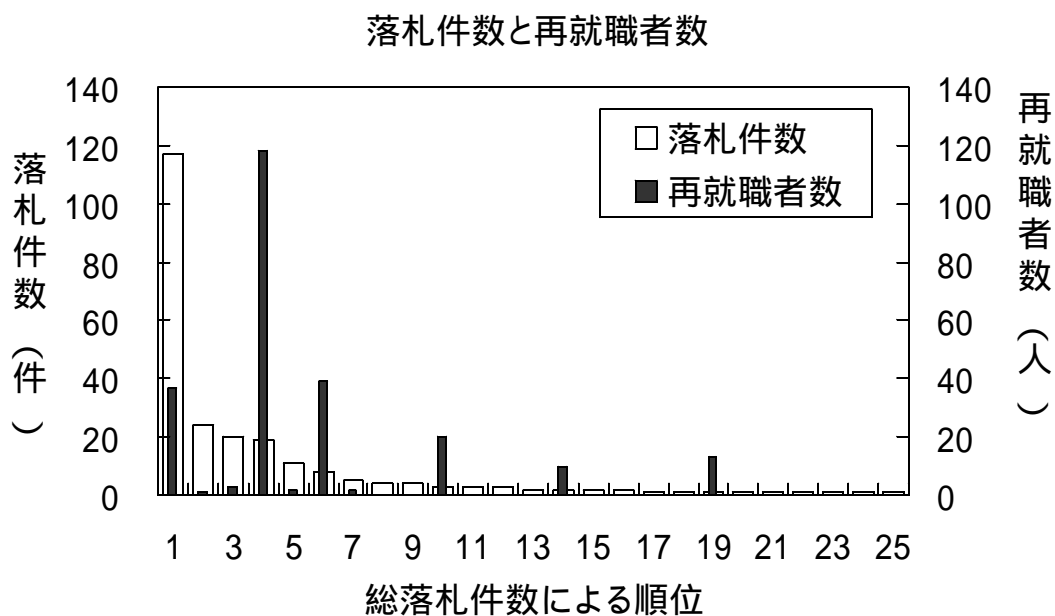
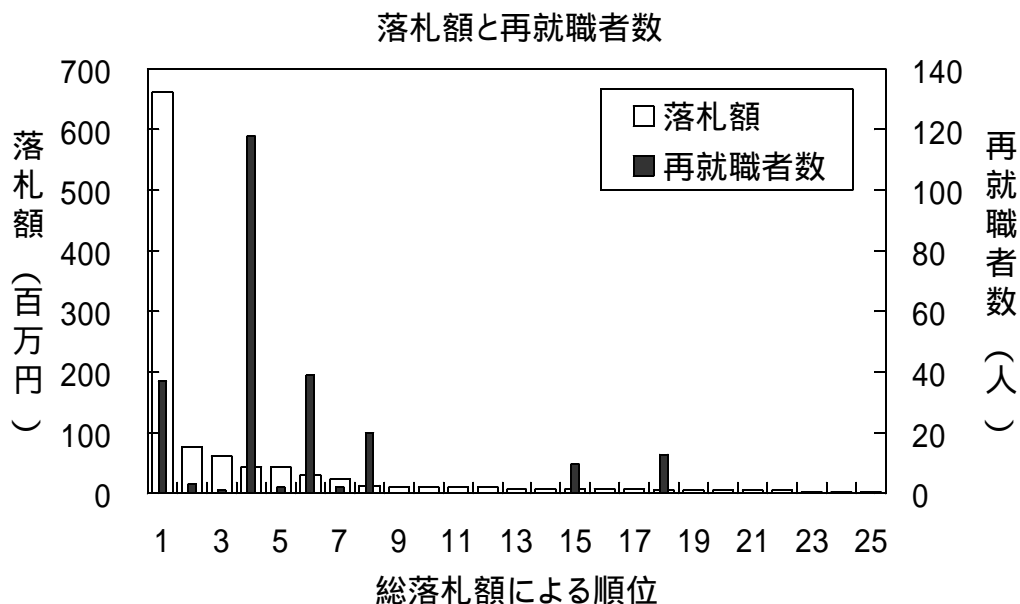
(単位:人)

法 人	再就職者数
B 1	5 6
B 2	4 2
B 3	3 7
B 4	2 5
B 5	2 4
B 6	2 4
B 7	2 1
B 8	1 9
B 9	1 6
B 1 0	1 5
B 1 1	1 4
B 1 2	1 2
B 1 3	1 1
B 1 4	9
B 1 5	6
B 1 6	5
B 1 7	5
B 1 8	4
B 1 9	4
B 2 0	4
B 2 1	4
B 2 2	4
B 2 3	4
B 2 4 ~ B 3 2	各 3
B 3 3 ~ B 5 0	各 2
B 5 1 ~ B 1 3 5	各 1
計	5 1 3

2 落札額、落札件数上位法人と再就職者数

(1) 調査設計等業務(林道事業)

過去5年間(H14年度～H18年度)における落札額上位25社のうち再就職者受入法人は10社。落札件数でも同様。落札額、落札件数と再就職者数との間に偏った傾向は見られない。



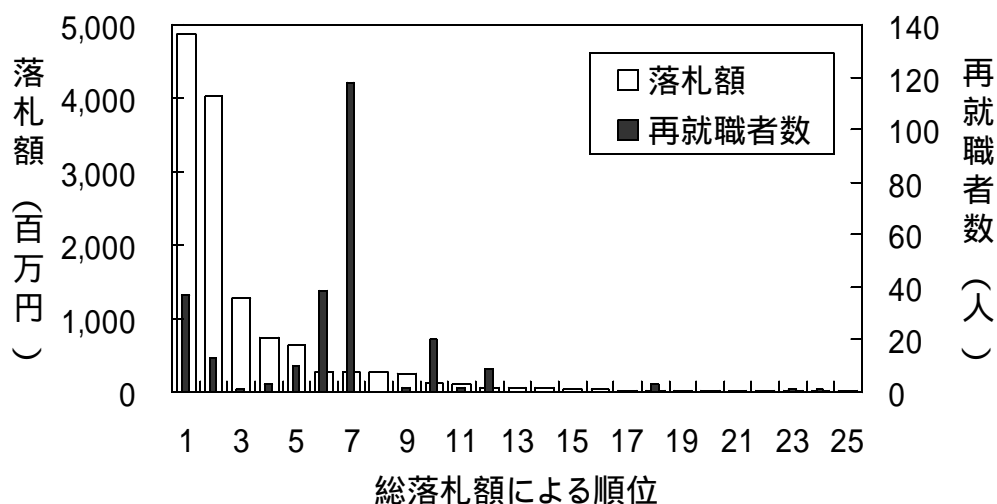
注: 同件数の場合は総落札額上位を上位とした。

(参考: 総落札者数27、総落札額1,066百万円、総落札件数240件、単純平均落札率92.1%)

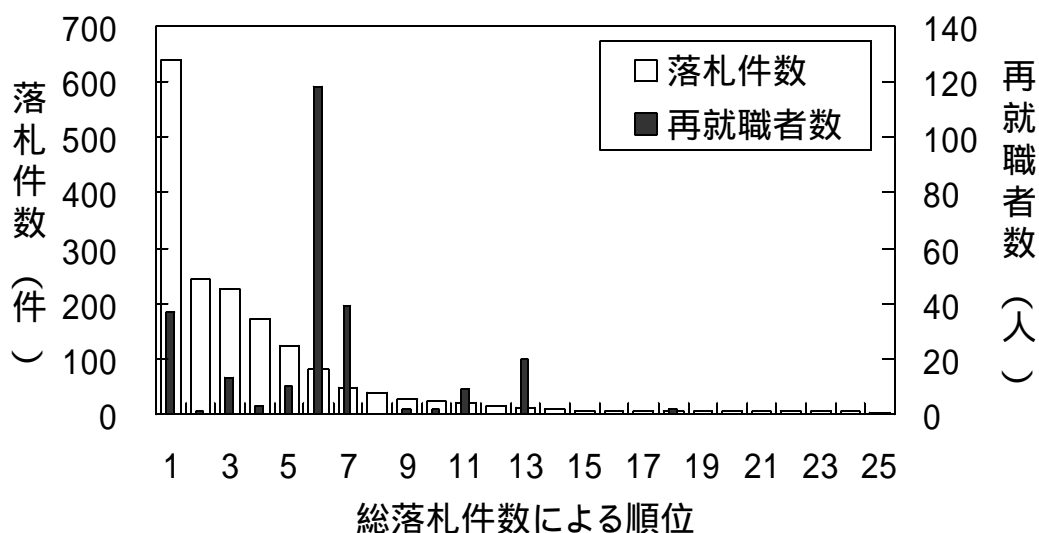
(2) 調査設計等業務(治山事業)

過去5年間(H14年度～H18年度)における落札額上位25社のうち再就職者受
入法人は14社。落札件数では12社。落札額、落札件数と再就職者数との間に偏っ
た傾向は見られない。

落札額と再就職者数



落札件数と再就職者数



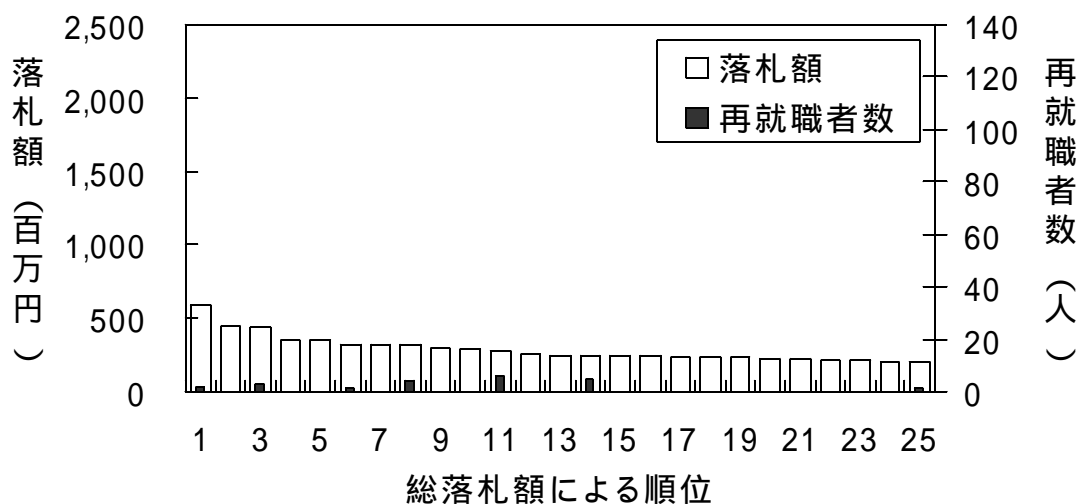
注: 同件数の場合は総落札額上位を上位とした。

(参考: 総落札者数56、総落札額13,527百万円、総落札件数1,797件、単純平均落札率91.7%)

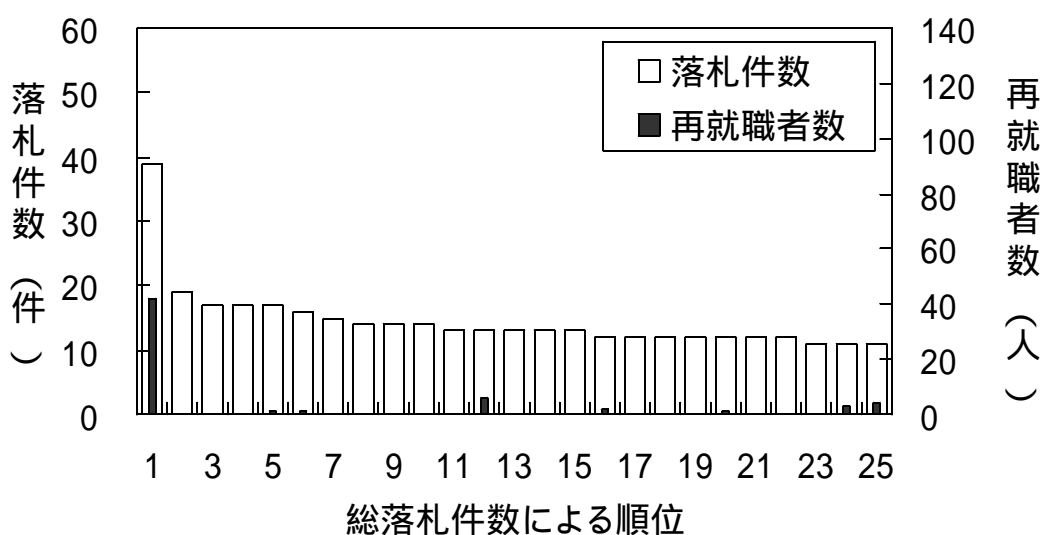
(3) 工事(林道事業)

過去5年間(H14年度～H18年度)における落札額上位25社のうち再就職者受入法人は7社。落札件数では8社。落札額、落札件数と再就職者数との間に偏った傾向は見られない。

落札額と再就職者数



落札件数と再就職者数



注：・同件数の場合は総落札額上位を上位とした。

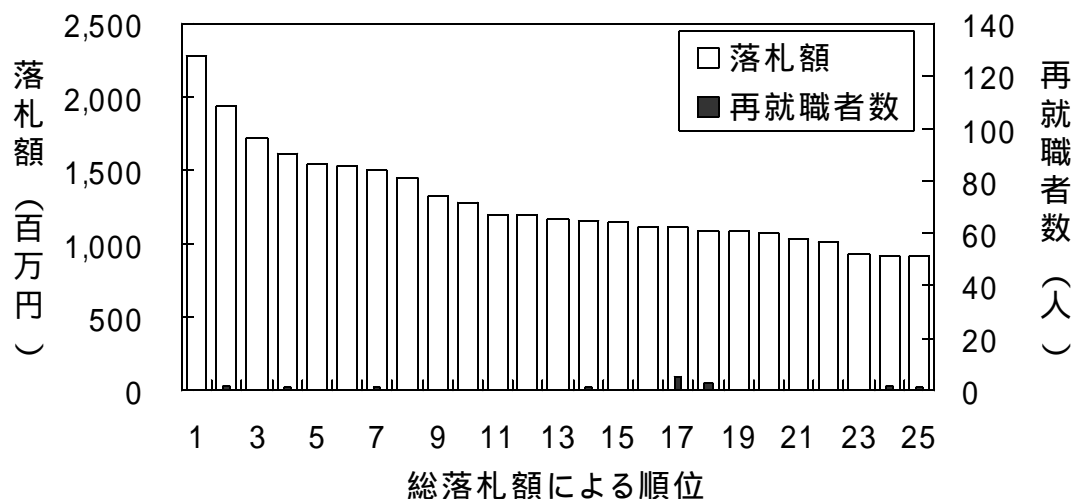
・落札件数1位の法人は、再就職者の大部分(37名)が現場作業者であり、小規模工事を多数落札しているため、落札件数は多いが、落札額は少なく上図の圏外。

(参考: 総落札者数610、総落札額32,895百万円、総落札件数2,206件、単純平均落札率94.1%)

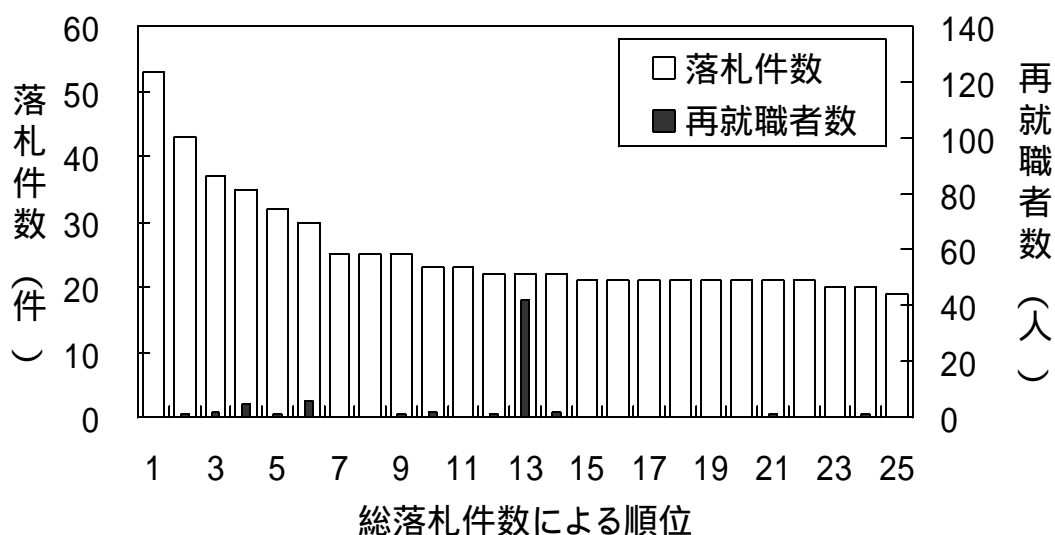
(4)工事(治山事業)

過去5年間(H14年度～H18年度)における落札額上位25社のうち再就職者受
入法人は8社。落札件数では12社。落札額、落札件数と再就職者数との間に偏っ
た傾向は見られない。

落札額と再就職者数



落札件数と再就職者数



注：・同件数の場合は総落札額上位を上位とした。

・落札件数13位の法人は、再就職者の大部分(37名)が現場作業者であり、小規模工事を多数落札しているため、落札件数は多いが、落札額は少なく上図の圏外。

(参考:総落札者数1,000、総落札額226,836百万円、総落札件数6,186件、単純平均落札率94.0%)

3 まとめ

森林管理局等が発注する林野庁直轄事業においては、落札額及び落札件数と再就職者受入法人との間に偏った傾向は見られなかった。しかしながら、平成19年7月26日に公表された緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会における中間とりまとめを踏まえて、林野庁直轄事業についても入札適正化に取り組んでいるところであり、具体的には、

発注については一般競争入札に切替え

契約金額、契約相手等の契約情報や入札監視委員会の審議概要等の監視情報を新たにホームページに公開

入札監視委員会の人選の見直し、分析対象件数の拡大等同委員会の機能強化

一般競争入札に係る審査や契約内容の分析等に伴う事務の増大等に対応するための体制の強化

事業担当部局から分離した常設の監視機関の設置

等に取り組んでいるところである。